

いわき市広告入り窓口封筒無償提供に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、いわき市広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、市民等が利用する窓口封筒の無償提供に関し、必要な事項を定め、もって市民サービスの向上、地域経済の活性化及び経費の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「窓口封筒」とは、市が発行した各種証明書等を持ち帰るために市民等が利用する封筒で、企業等の広告が印刷されたものをいう。

2 この要領において「無償提供者」とは、窓口封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認し、広告原稿を校正し、その他広告主との調整を行うなど広告掲載に係る一連の業務を行い、市に複数の広告が掲載された窓口封筒を無償提供する事業者をいう。

(封筒に掲載する広告の基準等)

第3条 次の各号に掲げる広告のいずれかに該当するものは、窓口封筒に掲載しない。

- (1) いわき市広告事業実施要綱第3条各号に規定するもの
- (2) いわき市広告掲載基準第4条各号に規定する業種又は事業者の広告
- (3) いわき市広告掲載基準第5条各号に規定するもの

(窓口封筒の規格等)

第4条 無償提供者が提供する窓口封筒の規格等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 窓口封筒の大きさは、角型2号（縦332ミリメートル、横240ミリメートル）または同等のものとする。
- (2) 広告掲載の範囲は、封筒の表面積および裏面積のそれぞれ3分の1とする。
この場合において、残りの3分の2は、市の記載部分とし、記載内容は、市が指定する。

(窓口封筒の設置および期間)

第5条 無償提供を受けた窓口封筒の設置場所および設置期間は、いわき市広告入り窓口封筒無償提供者募集要領（以下「募集要領」という。）で別に定めるものとする。

(無償提供者の募集方法)

第6条 無償提供者の募集については、いわき市公式ホームページ等により行うものとする。

2 市長は、募集に際し、募集期間および提出書類その他募集に必要な事項を募集要領で定める。

(無償提供者の申込み)

第7条 無償提供を希望する者は、募集要領に基づき市長に申し込まなければならない。

(無償提供者の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、この要領その他別に定める要件に合致するかどうか公正に判断し、無償提供者を決定するものとする。この場合において、申込みが複数の者からあるときは、次条に定めるいわき市広告入り窓口封筒無償提供者選定委員会(以下「選定委員会」という。)で1事業者を選定するものとする。

(選定委員会)

第9条 無償提供者を選定するため、いわき市広告入り窓口封筒無償提供者選定委員会を設置する。

2 選定委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市民協働部長
- (2) 市民協働部次長
- (3) 市民協働部市民課長
- (4) 市民課課長補佐
- (5) 届出・証明グループリーダー

3 選定委員会の会議は、必要に応じて開催する。ただし、緊急を要する場合のほか、会議の開催を要しないと認められる場合は、書類を回付することで、会議に代えることができる。

4 無償提供者の選定に当たっては、選定委員会が書類審査を行い、総合的評価により決定する。

(受理、不受理の通知)

第10条 窓口封筒を受理することが決定したときは、広告入り封筒無償提供受理通知書(様式第1号)により、受理しないことを決定したときは広告入り封筒無償提供不受理通知書(様式第2号)により無償提供を希望する者に通知するものとする。

(協定書の締結)

第11条 市長は、決定した無償提供者と窓口封筒の製作および無償提供に関して、協定書を取り交わすものとする。

(製作上の注意事項)

第12条 無償提供者は、広告主の募集にあたり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

- 2 無償提供者は、広告について事前に掲載の可否の確認を市と行うものとする。
- 3 無償提供者は、広告に関する苦情等について責任の一切を負い、速やかに苦情等の解決に当たるものとする。
- 4 無償提供者は、広告および広告主に問題が生じたときは、速やかに市に通知し、当該封筒を回収し、代替の封筒を提供するものとする。
- 5 無償提供者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において封筒を提供するものとする。

(窓口封筒設置の中止)

第13条 市長は、市民等に窓口封筒を提供することが不適當と認めるときは、無償提供者と協議の上、窓口封筒の提供を中止することができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月28日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年8月4日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年10月31日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年9月24日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年9月10日から実施する。